

秋田県下水道管路等包括管理業務委託
入札公告

令和7年2月

秋田県建設部下水道マネジメント推進課

○秋田県条件付き一般競争入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項の規定により公告する。

令和 7 年 2 月 25 日

秋田県知事 佐竹 敬久

1. 入札に付する事項

- | | |
|----------|--|
| (1) 委託名 | 秋田県下水道管路等包括管理業務委託 |
| (2) 委託対象 | 秋田湾・雄物川流域下水道（臨海処理区）の管路施設
男鹿市、潟上市、三種町、五城目町、八郎潟町、井川町、大潟村（以下「関連市町村」という。）が所管している公共下水道及び集落排水施設の管路施設及びマンホール形式ポンプ場 |
| (3) 委託期間 | 令和 7 年 4 月 1 日から 令和 9 年 3 月 31 日まで |
| (4) 委託概要 | 仕様書のとおり |
| (5) 予定価格 | 185,295,000 円（消費税及び地方消費税額を含む）
令和 7 年度 94,721,000 円（支払限度額）
令和 8 年度 90,574,000 円（支払予定額） |

2. 参加者の構成

参加者の構成は次のとおりとする。

- ① 参加者は、複数の企業により構成される共同企業体とする。
- ② 共同企業体は、本入札公告の別添「秋田県下水道管路等包括管理業務委託共同企業体取扱要綱」に示す取扱いとする。

3. 入札参加資格

入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たすこと。

(1) 共同企業体に関する要件

- ① 共同企業体の代表者は秋田県建設業者等級格付名簿に登載されている者であること。
- ② 共同企業体の代表者は同種業務ア又は同種業務イのいずれかの元請けとしての実績を有している者であること。かつ、共同企業体の構成員の実績をもって、同種業務ア及び同種業務イの両方の要件を満たすこと。なお、有効期間は設けない。

【同種業務ア】下水道管路施設の点検又は調査業務

【同種業務イ】下水道又は集落排水施設のマンホール形式ポンプ場の保守点検業務

- ③ 管路施設維持管理業務及びマンホール形式ポンプ場維持管理業務を実施できる資機材を保有すること。

- ④ 入札参加資格確認申請書の提出時に、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 22 条第 2 項及び下水道法施行令（昭和 34 年政令第 147 号）第 15 条の 3 各号に定める資格を保有している者を現場代理人として配置できること。
 - ⑤ 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者の資格を有する者を配置できること。
 - ⑥ 浄化槽法（昭和 58 年法律 43 号）第 48 条第 1 項及び秋田県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和 60 年秋田県条例第 33 号）に基づく秋田県浄化槽保守点検業者登録許可を受けていること。
 - ⑦ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 14 条第 1 項の規定に基づく産業廃棄物収集運搬業の許可（許可産業廃棄物種類「汚泥」）を受けていること。
- (2) 共同企業体のすべての構成員に必要な条件
- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
 - ② 競争入札参加資格確認申請期限の日から落札決定の日までの間において、「秋田県建設工事入札参加者指名停止基準」に基づく指名停止又は「指名の基準に関する運用基準について」に基づく指名差し控えの措置を受けていないこと。
 - ③ 臨海処理区内（秋田市、男鹿市、潟上市、三種町、五城目町、八郎潟町、井川町、大潟村）のいずれかの市町村に本社を有している者であること。
 - ④ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされていない者（更生計画を認可された者を含む。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされていない者（再生計画を認可された者を含む）であること。
 - ⑤ 秋田県税に滞納がない者であること及び社会保険に加入し、かつ社会保険料に滞納がない者（適用除外事業所を除く。）であること。
 - ⑥ 秋田県暴力団排除条例（平成 23 年秋田県条例第 29 号）第 2 条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと。

4. 入札参加資格確認申請書等の提出

- (1) 入札に参加しようとする者は、競争入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料を次により提出しなければならない。

① 提出書類等

- ア 競争入札参加資格確認申請書（様式第 1 号）
- イ 共同企業体入札参加資格確認申請書（様式第 2 号）
- ウ 共同企業体協定書（様式第 3 号）
- エ 同種業務の実績ア及びイ（様式第 4 - 1 号及び第 4 - 2 号）及びその添付書類
- オ 保有資機材の状況（様式第 5 号）
- カ 現場代理人の経歴・資格（様式第 6 号）
- キ 産業廃棄物収集運搬業許可証及び浄化槽保守点検業者登録許可証の写し

②提出期間

令和7年2月25日（火）から令和7年3月14日（金）まで。ただし、秋田県の休日（以下「休日」という。）を除く。

③提出時間

午前9時から午後5時まで

④提出場所

秋田県建設部下水道マネジメント推進課

⑤提出部数

1部

⑥入札参加資格確認申請書の配布

本公告と同時に秋田県公式 Web サイト「美の国あきたネット」に公告日より掲載し配布するものとする。

- (2) 入札参加資格の確認は、開札後に、原則として、落札者とするための確認を行う必要がある入札参加者（以下「落札候補者」という。）について行い、その他の者については、確認は行わないものとする。
- (3) 入札参加資格確認申請書を提出した者は、当該申請書を提出したあと落札者が決定されるまでの間において入札参加資格を有しないこととなったときは、開札前にあつては入札辞退届を、開札後にあつてはその旨を記載した届出書を速やかに提出しなければならない。

5. 設計図書等の交付

本委託に係る仕様書、契約書案及び金額を記載しない内訳書（以下「設計図書等」という。）については、令和7年2月25日（火）から令和7年3月17日（月）までの期間、秋田県公式 Web サイト「美の国あきたネット」に掲載する。

なお、本委託に係る契約書については、秋田県が関連市町村を代表して締結するものとする。

6. 設計図書等に対する質問及び回答

- (1) 設計図書等に対する質問は、令和7年3月6日（木）午後5時までに秋田県知事に書面により行わなければならない。
- (2) 上記質問に対する回答は、令和7年3月10日（月）午後5時までに秋田県公式 Web サイト「美の国あきたネット」に掲載する。

7. 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金

秋田県財務規則（昭和 39 年秋田県規則第 4 号）第 160 条から第 163 条の規定による。
ただし、入札保証金の免除を申請する場合は、令和 7 年 3 月 13 日（木）午後 5 時までに
「入札保証金免除申請書」（様式第 7 号）を提出すること。

(2) 契約保証金

秋田県財務規則第 177 条から第 179 条の規定による。

8. 入札書等の提出等

(1) 提出方法

4. により入札参加資格確認申請書を提出した者は、(2) で定める入札執行の日時及び
場所に入札書を持参し提出するとともに、開札に立ち会わなければならない。

(2) 入札及び開札の日時

令和 7 年 3 月 17 日（月）午後 1 時 30 分 秋田県庁 6 階 西会議室

(3) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する
金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨て
た金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税
事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札
書に記載すること。

(4) 見積内訳明細書の提出

見積内訳明細書を入札の提出に合わせて提出すること。

(5) その他

ア 入札執行回数は、2 回までとする。

イ 入札参加者が 1 者であった場合であっても、入札を執行するものとする。

9. 落札者の決定方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、入札価格が最も低い者を落札候補者
とする。この場合において、該当する者が 2 者以上であるときは、くじの方法により
順位を決定し、最上位者を落札候補者とする。

(2) (1) の落札候補者について入札参加資格の確認を行い、資格を有することが確認さ
れた場合は、当該落札候補者を落札者とする。ただし、落札候補者と契約を締結する
ことが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認め
られる場合は落札者として決定しない。

(3) (2) によって落札者が決定しなかった場合は、予定価格の制限の範囲内で入札した
者のうち、入札価格が当該落札候補者の次に低い者（該当する者が 2 者以上である場
合は (1) 後段の方法により最上位者を決定する。ただし、当該落札候補者がくじによ
り決定された者である場合は当該くじの次順位者とする。）を落札候補者とし、(2)
の確認等を行うものとする。

- (4) 落札者が決定するまで、上記方法を順次繰り返すものとする。
- (5) 契約担当者は、(2)において落札候補者が入札参加資格を有しないことと決定したときは、当該落札候補者に対し、資格なしと決定された理由を明らかにした資格確認結果通知書を速やかに通知する。
- (6) (5)の通知を受けた者は、当該通知の日の翌日から起算して2日(休日を含まない。)以内に、秋田県知事に対して書面により資格なしと決定された理由についての説明を請求することができる。
- (7) 落札者となった者は、秋田県税及び社会保険料に滞納がないことを証する書面を速やかに提出しなければならない。

10. 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格がないことが確認された者のした入札
- (2) 開札日から落札決定の日までの間において、3に掲げる要件を満たさないこととなったことが確認された者のした入札
- (3) 同一の入札について2以上の入札をした者の入札
- (4) 同一の入札について2人以上の入札者の代理人となった者の入札
- (5) 談合その他不正の行為によって行われたと認められる入札
- (6) 入札書の記載事項が脱落し、若しくは不明瞭で判読できない入札又は首標金額を訂正した入札
- (7) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (8) 記名押印を欠く入札
- (9) 入札書を提出した者のうち改札に立ち会わなかった者のした入札
- (10) 上記に定めるもののほか、指示した条件に違反すると認められる入札

11. その他

- (1) 入札に関する説明会及び現場説明会は実施しない。
- (2) 入札参加資格に関するヒアリングは実施しない。ただし、必要と認めた場合には説明を求めることがある。
- (3) 提出された入札参加資格確認申請書等は返却しない。なお、入札参加資格確認申請書等を無断で公表又は使用することはしない。
- (4) 入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。
- (5) 入札参加者は、入札公告及び設計図書等を熟知し、入札説明書及び入札心得を遵守しなければならない。
- (6) 落札決定から契約締結までの間において、落札者が3に掲げる要件を満たさないこととなった場合は、契約担当者は、当該落札者と契約を締結しないことができる。
- (7) 本公告に定めのない事項については、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令及び秋田県財務規則等の定めるところによる。

12. 問い合わせ先

秋田県 建設部 下水道マネジメント推進課

所在地 〒010-8570 秋田県秋田市山王四丁目1番1号

電話 018-860-2461 (直通)

FAX 018-860-3813

電子メール gesuido@pref.akita.lg.jp

URL <https://www.pref.akita.lg.jp/pages/genre/14394>

13. 提出書類様式

- 様式第 1 号 : 競争入札参加資格確認申請書
- 様式第 2 号 : 共同企業体入札参加資格確認申請書
- 様式第 3 号 : 共同企業体協定書
- 様式第 4 - 1 号 : 同種業務 1 (下水道管路施設の点検若しくは調査業務) の業務実績
- 様式第 4 - 2 号 : 同種業務 2 (マンホールポンプ保守点検業務) の業務実績
- 様式第 5 号 : 保有資機材の状況
- 様式第 6 号 : 現場代理人の経歴・資格
- 様式第 7 号 : 入札保証金免除申請書
- 様式第 8 号 : 委任状
- 様式第 9 号 : 入札書
- 様式第 10 号 : 再入札書
- 様式第 11 号 : 入札辞退届